

監査結果に対する措置等の状況

1 令和4年度から令和6年度における総括

令和4年度から令和6年度における監査結果のフォローアップとして、措置等の状況を確認した。この度の確認対象は計30件で、その確認結果は次のとおりである。

(1) 令和6年度の監査結果に対する確認について

令和6年度の監査結果に対し、措置状況の確認対象となった件数は30件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」は28件(93.3%)、残る2件は改善に着手しているが、引き続き措置状況のフォローアップが求められるものである。

次年度、取組状況の報告を求めるほか、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

(2) 令和5年度及び令和4年度の監査結果に対する確認について

令和5年度及び令和4年度の監査結果に対する取組状況については、令和6年度時点で改善済みであるため、今年度の確認対象件数は0件である。

なお、令和4年度の監査結果の「その他」1件については、県立広島病院分であり、その運営が、令和7年4月1日に地方独立行政法人広島県立病院機構に移行されていることから、確認対象から除外している。

(単位：件)

区分			確認対象件数			措置等の状況 ※				
			5年度	6年度	7年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
6年度 監査結果	定例 監査	県機関	—	—	27	25	2			
		出資法人等	—	—	3	3				
	計			30	28	2				
5年度 監査結果	定例 監査	県機関	—	52	0	(52)				
		出資法人等	—	10	0	(10)				
	計		62	0	(62)					
4年度 監査結果	定例 監査	県機関	50	1	0	(49)				(1)
		出資法人等	11	0	0	(11)				
		小計	61	1	0	(60)				(1)
	重点行政監査 (災害対策資機材等)	3	—	0	(3)					
	計	64	1	0	(63)				(1)	
合 計					30					

※ () 内は、令和6年度までに確認済みの件数である。

2 改善が図られた主な事項

(1) 工事請負契約の適正化について（令和6年度定例監査）

- ア 契約の履行に関する保証を付させていなかったものについて、チェックシートに基づき、複数職員による確認を行うなど、チェック体制の強化が図られた。（総務局、土木建築局、病院事業局）
- イ 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく県知事（建築主事を置く市町村は市町村長）への通知を行っていなかったものについて、複数職員で手続きの可否が確認できるよう、チェック体制の強化が図られた。（土木建築局）

(2) 委託契約の適正化について（令和6年度定例監査）

設計金額の算出に当たり複数徴取した参考見積の最低額から理由や根拠が明確でない減額を行い、予定価格が随意契約によることができる場合に該当するとして随意契約していたものについて、広島県の施設管理業務等の積算基準を改めて確認し、事務処理について情報共有を行い、複数職員によるチェック体制の強化が図られた。（教育委員会）

(3) 財産管理等の適正化について（令和6年度定例監査）

- ア 行政財産の使用料や貸付料の徴収において、収入手続が遅延していたものについて、マニュアルの作成やスケジュール管理などにより、適正な事務処理の徹底が図られた。（地域政策局、農林水産局、教育委員会）
- イ 重要物品の不用決定において、契約・調達管理課に合議等が行われていなかったものについて、契約・調達管理課長の追認を受けるとともに、事務引継書の整理や複数職員による確認など、適正な事務処理の徹底が図られた。（商工労働局）

(4) 諸手当認定の適正化について（令和6年度定例監査）

通勤手当の支給において、有料道路利用に係る認定額の算出を誤り、支給額が不足していたものについて、速やかに追給処理を行うとともに、事務処理についての再確認や所属内での情報共有を行い、組織全体でのチェック体制の強化が図られた。（教育委員会）

3 今後の報告を求める主な事項

工事請負契約における事務処理について（令和6年度定例監査）

工事請負契約において、建設工事執行規則第62条による適用除外に該当しない規模の工事であるにもかかわらず、小規模修繕執行要綱を適用して工事を施工していたことから、工事に関して管理・監督が適切に行われていなかった。さらに、一連の工事を工種ごとに分割し、予定価格が100万円を超えないことを理由として、すべて同じ業者と一者による随意契約を行っていた。小規模修繕申請書の様式にチェック欄を追加するなど改善に着手しているが、改善事項が有効に機能するよう、今後、措置内容の適正な運用に努める必要がある。（総務局）